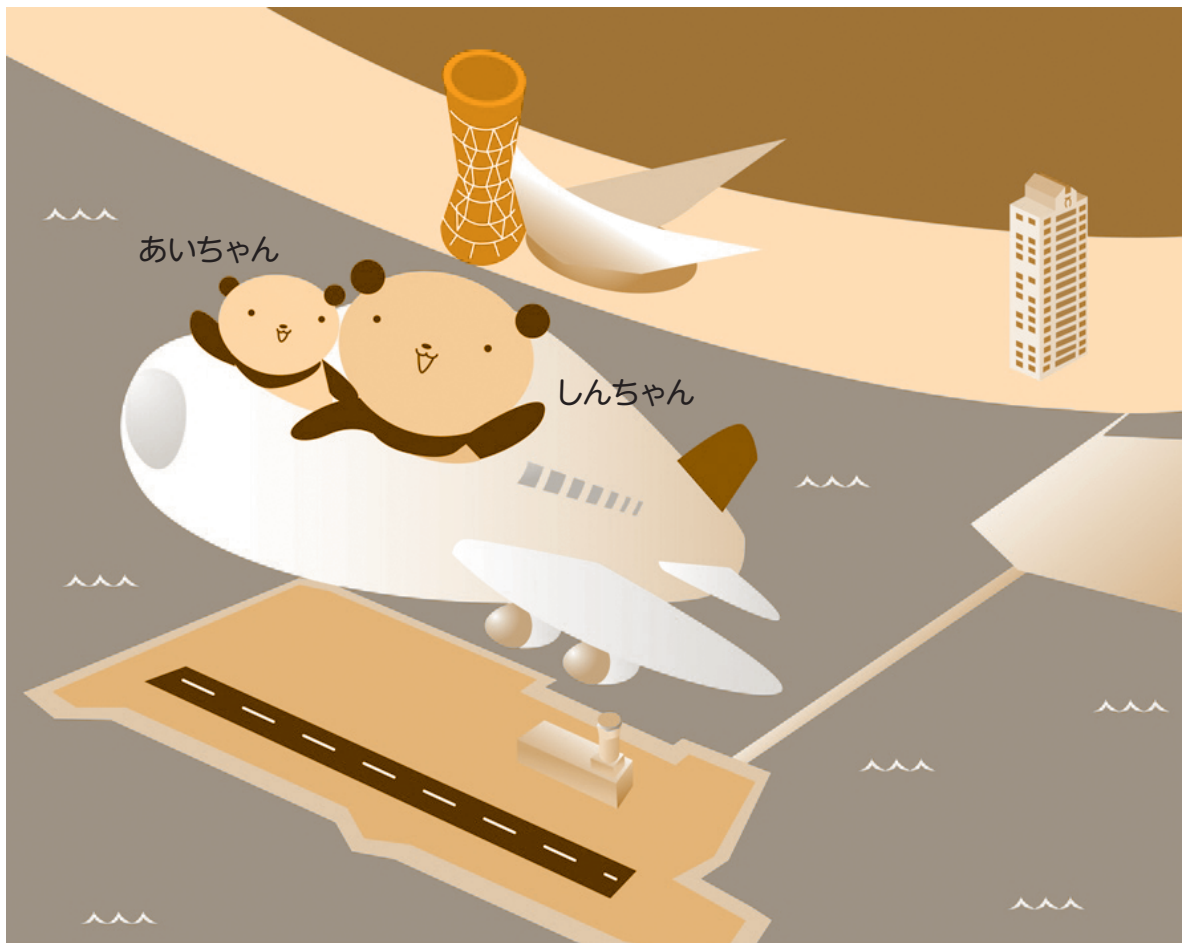


2021ディスクロージャー

しょくしんの現況 令和2年度(第67期)



目次

ごあいさつ P.1

しよくしんの概要

- 経営理念・方針 P.2
- 事務所の名称・所在地* P.2
- ATM設置状況 P.2
- 地区一覧* P.2
- 組合員数の推移 P.2
- 当組合のあゆみ（沿革） P.3
- トピックス P.3

- 事業の組織* P.4
- 役員一覧* P.4
- 主要な事業の内容* P.4
- 証券業務 P.4
- 国際業務 P.4
- 当組合の子会社 P.4
- 総代会について P.5

令和2年度決算報告

- 令和2年度 P.7
経営環境・事業概況*

- 業績ハイライト P.8
 - ・ 損益勘定の状況
 - ・ 自己資本比率の推移
 - ・ 主要勘定の状況
 - ・ 配当金について

主要な事業のご案内

- 預金 P.11
- 融資 P.11

- 手数料一覧 P.13
- 預金保険制度について P.13

経営管理体制

- 法令等遵守体制* P.14
- 苦情処理措置* P.14
- 紛争解決措置* P.14
- 金融商品に係る勧誘方針 P.15
- 地域貢献に対する取組 P.15

- 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況* P.15
- 「経営者保証に関するガイドライン」の活用について P.15

資料編 P.16

店舗一覧 裏表紙

*は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されている法定開示項目です。



ごあいさつ

組合員の皆様には、平素より格別なご愛顧とお引き立てをいただき厚くお礼申し上げます。

このたび、当組合の現況（令和2年度・第67期）を「ディスクロージャー誌」として取りまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご利用いただきたいと思います。

令和2年度（第67期）の経済環境につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の度重なる発出により、経済活動が大幅に制限され、極めて厳しい状況となりました。

また、金融分野に関しましては、日本銀行の金融緩和政策の影響等により、収益の柱である貸出金収入の減少が続いていることから、格段に厳しさを増しております。

そのような中でも、リスク管理を重視し、健全経営に努めた結果、一定の収益を確保することができました。

令和3年度（第68期）も厳しい経営環境が続くものと存じますが、引き続き、相互扶助の原点に立ち、組合員の皆様にとって“ちかくにいるから、チカラになれる”金融機関として信頼され、お役に立てるよう、なお一層取り組んでまいります。

神戸市職員信用組合

組合長 今西 正男

しょくしんの概要

●第13次中期経営計画 経営理念・方針

“ちかくにいるから、チカラになれる”

1 経営理念

当組合は、相互扶助の精神に基づく「協同組合組織の金融機関」として、組合員の福利厚生に貢献するとともに、組合員から信頼される健全な経営を目指します。

2 経営方針

1. 組合員のライフステージに対応した事業の推進

組合員に最も身近な金融機関として、満足度の高い商品・サービスを提供するほか、情報発信を充実させ、組合員の生活を支援します。

2. 安定した経営基盤の確立

良質なサービスの提供により、預金量と融資量の確保に努めるとともに、内部事務の効率化、経費の見直しを進め、安定した経営基盤の確立を図ります。

3. 信頼される経営態勢の継続

企業統治や法令遵守態勢を充実させることで、組合員から信頼される経営管理態勢を継続するとともに、情報セキュリティ態勢の強化や災害時対応手順の整備を推進していきます。

●事務所の名称・所在地 (令和3年7月1日現在)

住 所：神戸市中央区御幸通6-1-12 (三宮ビル東館2階)

A T M：2台

電話番号：078-984-0502 (直通)

取扱時間：(窓口) 9：00～11：00、12：00～15：00
(ATM) 8：45～17：00

●ATM設置状況 (令和3年7月1日現在)

事務所内：ATM 2台

事務所外：ATM12台

(市役所、各区役所(北神区役所除く)、中央市民病院及び西市民病院に設置)

●地区一覧 (令和3年7月1日現在)

兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、東京都

●組合員数の推移

(単位：人)

区 分	令和元年度末	令和2年度末
個 人	27,311	27,109
法 人	3	4
合 計	27,314	27,113

●当組合のあゆみ（沿革）

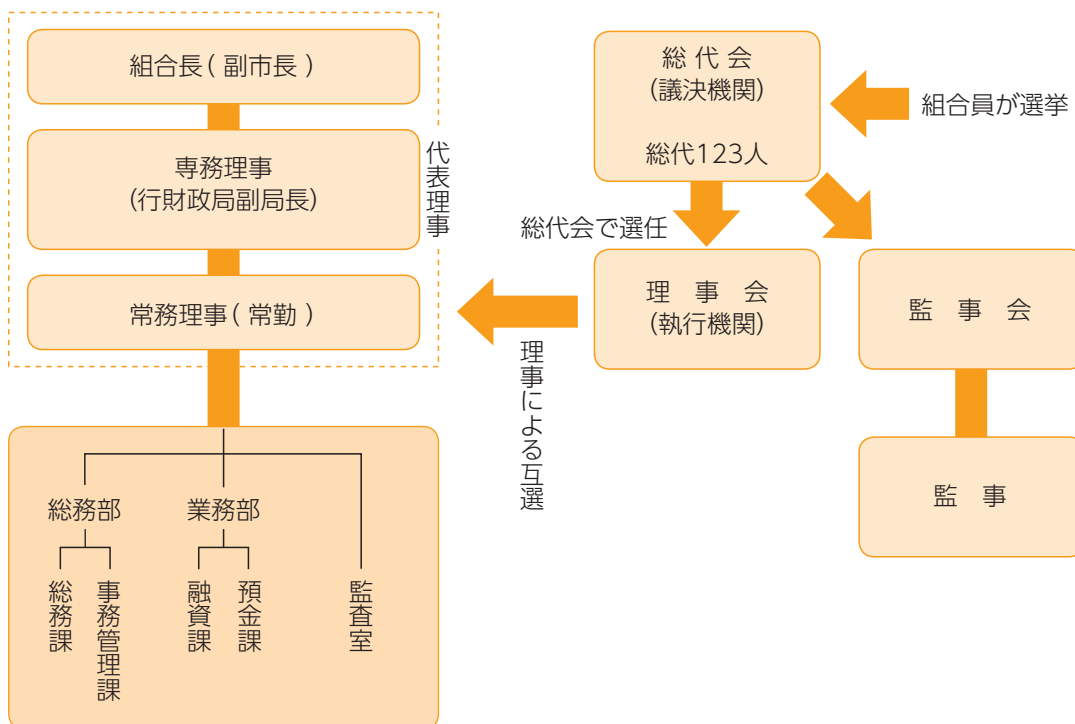
昭和29年	10月	1日	神戸市職員信用組合設立（神戸市兵庫区松本通）
30年	10月	1日	各区役所に分室を設立
32年	4月	26日	市役所新築に伴い生田区加納町6丁目7に移転
54年	10月	1日	普通預金オンラインシステム開始
56年	3月	26日	定期預金オンラインシステム開始
57年	11月	26日	信用組合相互間の為替オンラインの実施
58年	11月	21日	キャッシュカードの利用開始
62年	3月	2日	全店オンライン開始
62年	4月	1日	各区分室・中央市民病院分室を出張所に変更
平成4年	1月	4日	新システム導入（普通・定期預金オンライン稼働）
7年	1月	4日	西市民病院分室を出張所に変更
7年	1月	17日	阪神・淡路大震災により本店事務所倒壊
7年	5月	1日	本店事務所移転（神戸商工貿易センター24階）
8年	4月	1日	//（神戸市役所1号館23階）
9年	3月	31日	//（神戸市役所3号館別館3階）
10年	3月	31日	組合員資格を退職者にも拡大
12年	5月	17日	西市民病院出張所再開
14年	1月	4日	SKCセンターへ移行 区役所出張所ATM化
14年	10月	1日	退職脱退者にも組合員資格拡大
15年	12月	26日	病院出張所ATM化
17年	3月	1日	決済用預金導入
19年	5月	7日	SKC第5次システム更新
19年	9月	1日	営業地区の拡大
21年	4月	27日	本店事務所移転（神戸市役所3号館5階）
25年	4月	1日	口座振替業務開始
27年	5月	7日	SKC第6次システム更新
30年	2月	2日	「しょくしんホームページ」の開設
令和元年	9月	17日	本店事務所移転（三宮ビル東館2階）
元年	10月	28日	神戸市役所1号館19階にATM設置

●トピックス

令和2年度	4月	◆懸賞付定期預金販売 ◆スカイローン店舗移転記念金利優遇キャンペーン実施
	8月	◆第66回定時総代会開催
	10月	◆融資受付業務の時間延長開始
	12月	◆スマートフォン版ホームページ開設 ◆ATMハッピーボーナス定期預金withコロナ応援キャンペーン実施
	3月	◆SSS（スリーエス）住宅ローン取扱開始
令和3年度 (予定含む)		◆スカイローン特別金利キャンペーン実施 ◆しょくしんだより創刊 ◆ATMハッピーボーナス定期預金実施 ◆スウィング（乙種定期積金）利率アップキャンペーン実施 ◆懸賞付定期預金実施

●事業の組織

(令和3年7月1日現在)



●役員一覧 (理事および監事の氏名)

(令和3年7月1日現在)

組 合 長／今西 正男	専務理事／久安 隆弘	常務理事／鹿野 靖雄	
理 事／山本 智康	理 事／熊谷 保徳	理 事／丹本 陽	理 事／山端 恵実
理 事／習田 嘉章	理 事／工藤 健一	理 事／北川 学	理 事／小原 王之
理 事／五百旗頭 英裕	理 事／久常 順治	理 事／渡邊 健	理 事／島津 茂久
監 事／久戸瀬 修次	監 事／渡辺 伸	監 事／長谷川 克彦	

●主要な事業の内容

A. 預金業務	
(イ) 預金	普通預金、定期預金、定期積金等を取り扱っています。
(ロ) 譲渡性預金	取り扱っていません。
B. 貸出業務	手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っています。
C. 商品有価証券売買業務	取り扱っていません。
D. 有価証券投資業務	預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しています。
E. 内国為替業務	振込、送金及び代金取立等を取り扱っています。
F. 外国為替業務	取り扱っていません。
G. 社債受託及び登録業務	取り扱っていません。
H. 金融先物取引等の受託等業務	取り扱っていません。

●証券業務 ・公共債引受額…取り扱っていません。 ・公共債窓販実績…取り扱っていません。

●国際業務 ・外国為替取扱高…取り扱っていません。 ・外貨建資産残高…取り扱っていません。

●当組合の子会社 ・該当ありません。

●総代会について

1. 総代会のしくみ

当組合は、神戸市職員及びその退職者等を対象とし、「組合員の福利厚生に貢献するとともに、組合員から信頼される健全な経営」を基本理念とした職域信用組合です。

信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は組合員が27,113名（令和3年3月末現在）と多く、総会の開催が困難であるため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより、組合員の総意により組合の意思を決定する機関として総会に代わる「総代会」を設けています。

総代会では、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から選挙された総代が、総会の権限に属する事項について協議します。

定時総代会は毎年6月末頃に開催し、前期の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案、当期の事業計画及び損益目論見書案の承認や役員選任に関する事項などを議決します。

2. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、総代選挙規程に基づき選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程に則り、各局室区等毎に選挙で選出されます。なお、当組合は選挙区を26に分け、総代の選出を行っています。

(2) 総代の任期、定数

総代の任期は3年です。総代の定数は、110名以上130名以下としており、現在は123名です。選挙区別の定数は、毎年4月1日または10月1日における組合員数のうち、選挙の公示日の直近の組合員数により按分しています。

3. 総代会の決議事項

第67回定時総代会は、令和3年6月29日（火）午後4時より、神戸市役所1号館14階大会議室にて開催されました。

当日は総代123名のうち115名の出席（うち、書面議決書による出席98名）のもと、全議案が可決・承認されました。

決議事項

報告案件	令和2年度（第67期）事業報告の件
第1号議案	令和2年度（第67期）計算書類等承認の件
第2号議案	第13次中期経営計画策定の件
第3号議案	令和3年度（第68期）事業計画案及び損益目論見書案承認の件
第4号議案	役員報酬限度額及び支給基準を定める件
第5号議案	役員選任の件

4. 総代の選挙区・定数・総代数 (令和3年7月1日現在)

(単位：人)

選挙区	選挙区の範囲	総代定数	総代数
1	市長室、危機管理室、会計室、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、市会事務局、労働組合、関係団体	2	2
2	企画調整局	1	1
3	行財政局	5	5
4	文化スポーツ局	1	1
5	福祉局	3	3
6	健康局	13	13
7	こども家庭局	9	9
8	環境局	8	8
9	経済観光局、農業委員会事務局	2	2
10	建設局	7	7
11	都市局	3	3
12	建築住宅局	1	1
13	港湾局	2	2
14	東灘区	1	1
15	灘区	1	1
16	中央区	2	2
17	兵庫区	2	2
18	北区・北神区役所	2	2
19	長田区	2	2
20	須磨区・北須磨支所	2	2
21	垂水区	2	2
22	西区	2	2
23	消防局	8	8
24	水道局・労働組合（水道）	5	5
25	交通局・労働組合（交通）	8	8
26	教育委員会事務局（学校園を含む）、労働組合（教育）	29	29
合 計		123	123

※総代名簿は事務所に備え付けています。

5. その他

組合員の皆様には、当ディスクロージャー誌をはじめ、当組合の商品内容や経営状況についてお知らせし、平時より当組合の経営に関心をもっていただくよう努めています。

また、組合員の皆様から頂戴したご意見やご要望につきましては、当組合の運営に反映させるように努めています。



令和2年度決算報告

●令和2年度 経営環境・事業概況

1. 事業方針

神戸市職員信用組合は、職域信用組合として神戸市職員を主な対象としています。

令和2年度は、第12次中期経営計画の最終年度として、経営方針である①組合員のライフステージに対応した事業の推進、②健全な経営態勢の強化、③安定した経営基盤の確立に基づいて事業を推進しました。

2. 金融経済状況

令和2年度の日本経済は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の停滞により、極めて厳しい状況が続きました。4月上旬には、緊急事態宣言が発出され、社会・経済活動が大幅に制限されたことにより、①インバウンド需要の減少、②外出自粛や営業制限などに伴う個人消費の減少という影響を受け、4～6月期は1980年以降でGDPが前期比最大のマイナスとなりました。7～9月期、10月～12月期は連続でプラス成長に転じ回復傾向にありましたが、年明けの1～3月期は新型コロナウイルス感染再拡大により、緊急事態宣言が再度発出されマイナス成長となりました。

令和3年度についても、ワクチンの普及に時間がかかった場合、景気回復ペースは緩慢なものになることが予想され、当面は厳しい経済状況が続くものと思われまます。

3. 業績

当組合を取巻く金融経済環境は、低金利の長期化、新型コロナウイルスの影響による景気の減速により厳しさを増してきています。そのような中でも、リスク管理を重視し、健全経営に努めた結果、以下の収益を確保することができました。

なお、主要項目の状況は下記のとおりです。

(1) 預金・積金

令和元年度に引き続きボーナス時期等に合わせた金利優遇キャンペーンを実施したことや、緊急事態宣言発出による外出自粛により、前年度に比べて大口払戻が少なかったことなどから、前期末と比べて7億59百万円(1.01%)の増加となりました。

(2) 貸出金

スカイローンのキャンペーン金利の引き下げ等を行いました。退職金によるローン清算等の影響が大きく、前期末と比べて13億89百万円(12.06%)の減少となりました。

(3) 損益

経常収益は、資金運用収益や役員取引等収益の減少により、48百万円(7.50%)の減少となりました。また、経常費用は、資金調達費用・役員取引等費用が減少した一方で、物件費・人件費が増加したことにより、9百万円(1.91%)の増加となりました。

この結果、当期純利益は、前期末と比べ36百万円(34.69%)減少し69百万円となりました。

4. 事業の展望及び信用組合が対処すべき課題

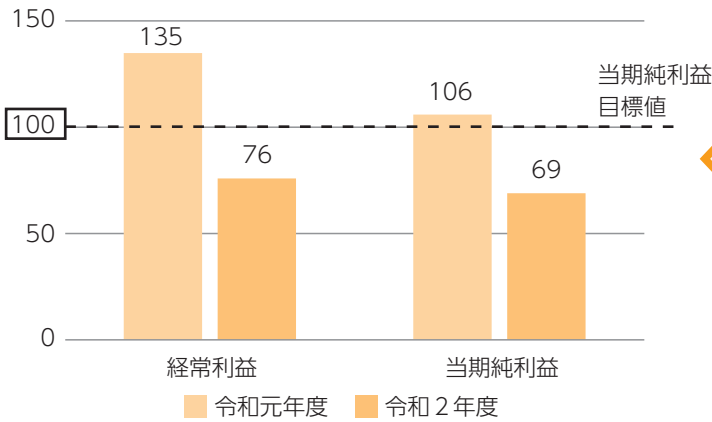
令和3年度は、新商品(SSS住宅ローン)の販売を開始し、貸出金の増加に努めていきます。引き続き厳しい経営環境が見込まれますが、時間外相談受付を引き続き実施するほか、店外での融資相談会を開催し、組合員との“接点”の拡大に努めるなど、組合員に最も身近な金融機関として、事業の円滑な継続と組合員本位の業務運営に取り組んで参ります。

業績ハイライト

損益勘定の状況

経常利益・当期純利益

(単位：百万円)



経常利益・当期純利益 ともに前年度より減少

貸出金利などの減少と、店舗移転による賃借料などの増加により、当期純利益は中期経営計画の目標値を達成できませんでした。

そのような状況においても、事業用分量配当を実施できるだけの利益を生み出すことができました。

用語解説

経常利益

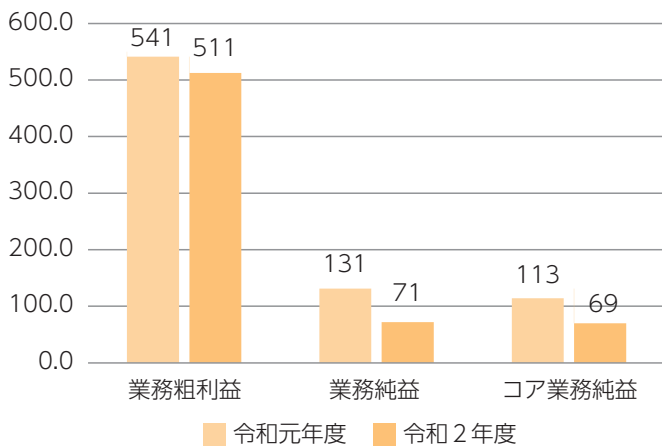
営業活動によって通常発生する収益（経常収益）から費用（経常費用）を差し引いたものです。

当期純利益

経常利益から、臨時的に発生した収益や費用（特別損益）を加減し、法人税等の税金を差し引いたものです。

業務粗利益・業務純益・コア業務純益

(単位：百万円)



(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度	令和2年度	前期比
業務粗利益	541	511	△ 30
資金運用収支	596	575	△ 21
役務取引等収支	△ 80	△ 67	13
その他業務収支	24	2	△ 22
(業務粗利益率)	(0.64%)	(0.60%)	(△0.04%)
実質業務純益	131	71	△ 60
経費	410	440	30
業務純益	131	71	△ 60
一般貸倒引当金繰入	—	—	—
コア業務純益	113	69	△ 43
国債等債券損益	17	1	△ 17
コア業務純益 (投資信託解約損益除く)	113	69	△ 43
投資信託解約損益	—	—	—

用語解説

業務粗利益

金融機関本来の業務で、どれぐらいの利益を上げているかを示す指標です。一般企業の「売上総利益」に相当し、以下の3つの項目で構成されています。

- ①貸出金や有価証券など資金運用で得られる収益と、預金利息など資金調達にかかる費用の差である「資金運用収支」、
- ②サービスの対価として受け取った手数料などの収益と、支払った保険料・手数料等の費用の差である「役務取引等収支」、
- ③①②以外の収支で、国債等債券の売却・償還等による損益が含まれる「その他業務収支」

$$\text{※ 業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$$

実質業務純益・業務純益

業務粗利益から臨時的な色彩のない経費等を除いたものを「実質業務純益」といいます。さらに、一般貸倒引当金繰入額を除いたものが「業務純益」で、金融機関が本来の業務活動で稼ぎ出した1年間の利益を表します。一般企業の「営業利益」に相当します。

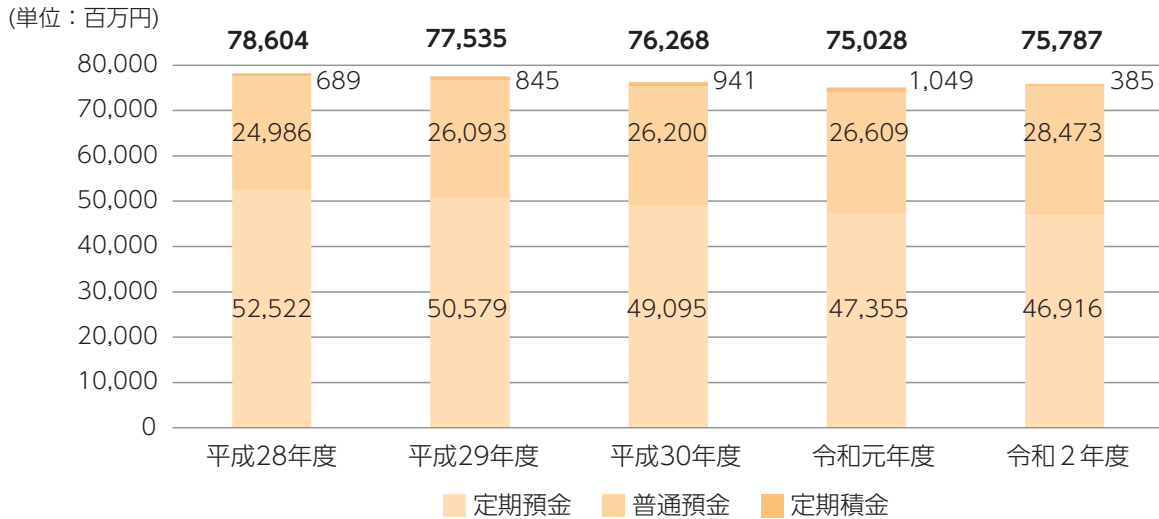
コア業務純益

実質業務純益から「国債等債券損益」を除いたものです。業務純益から特殊な変動要因を除くことで、より実質的な金融機関本来の業務による収益力を表します。

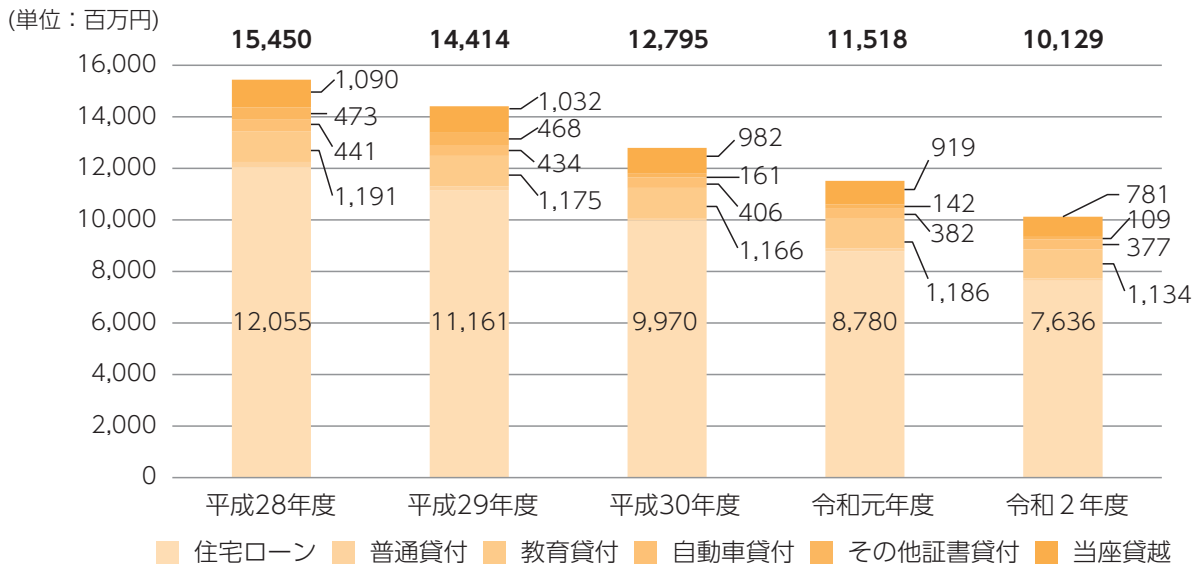
※単位未満を切り捨てているため、合計が一致しない場合があります。

主要勘定の状況

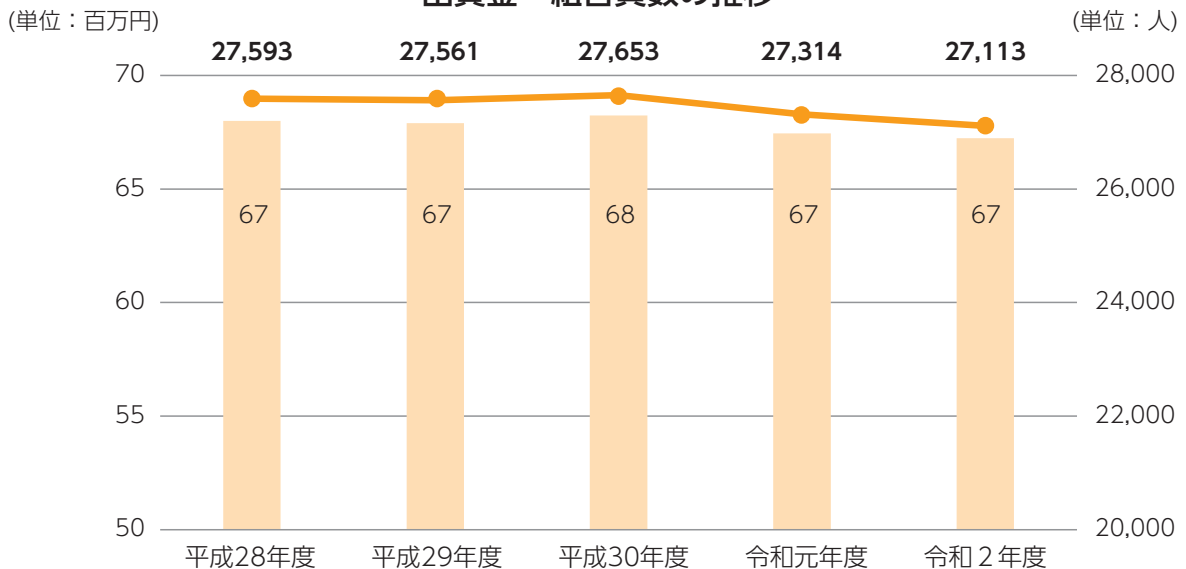
預金積金期末残高



貸出金期末残高

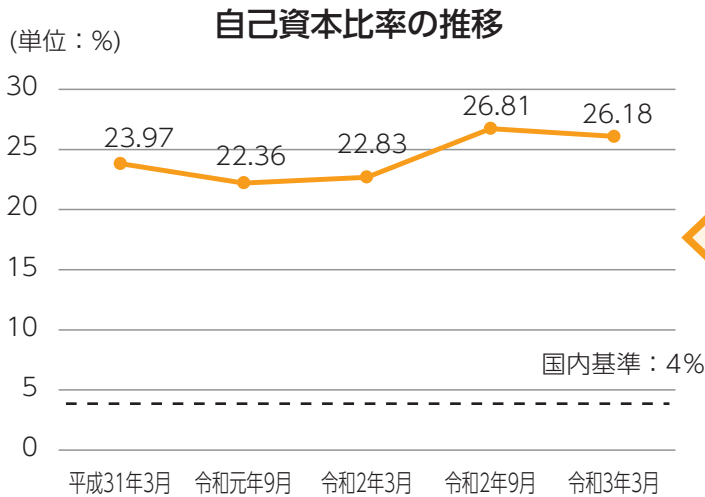


出資金・組合員数の推移



※単位未満を切り捨てているため、合計が一致しない場合があります。

自己資本比率の推移



**国内基準（4%）を大きく上回る
26.18%**

健全かつ安定した
経営を維持しています！

用語解説

自己資本比率

金融機関の経営の健全度を示す指標のひとつです。

海外に営業所がある金融機関には国際基準の8%、しよくしんのように海外に営業所を持たない金融機関では国内基準の**4%**以上を維持することが求められています。

配当金について

当組合の年度決算の結果、剰余金が生じた場合に、総代会の承認を得て、出資額に応じた配当金や、事業利用度合いに応じた額の事業利用分量配当金が支払われます。厳しい経営状況が続く中、令和2年度の出資配当につきましては無配当とさせていただきます、当組合の事業をご利用いただいている皆様に優先して還元させていただきます。

事業利用分量配当

預金利息 100円につき10円

貸出金利息 100円につき20円

※令和2年度末時点で組合員であり、同年度中に当組合の預金または融資をご利用いただいた方が対象です。



主要な事業のご案内

●預金

(令和3年7月1日現在)

種類	金利	説明
普通預金		<ul style="list-style-type: none"> ●普通預金…しょくしんの窓口・ATMから出し入れ自由 ●マイポケット…定額を給与・ボーナスから天引きし、本人の普通預金口座に入金 ●グループ預金…親睦会・旅行会等各種グループの会費を、会員の給与・ボーナスから天引きし、まとめてグループの普通預金口座に入金
定期預金	店頭表示利率	<ul style="list-style-type: none"> ●期 間/最長3年、据置期間1年、1年複利 ●預入金額/1,000円以上300万円未満
		<ul style="list-style-type: none"> ●期 間/3か月・6か月・1年・2年・3年 ●預入金額/スーパー定期は1,000円以上300万円未満 スーパー定期300は300万円以上1,000万円未満
		<ul style="list-style-type: none"> ●期 間/3か月・6か月・1年・2年・3年 ●預入金額/1,000万円以上
財形預金	一般財形	<ul style="list-style-type: none"> ●給与・ボーナス天引きで積み立て ●毎月積立てながら、必要に応じて払戻しができる
	住宅財形	<ul style="list-style-type: none"> ●払戻しは住宅の取得等に限定(確認書類が必要) ●元本550万円まで非課税(年金財形との合算)
自動振込つきみん“スウィング”(乙種定期積金)	店頭表示利率	<ul style="list-style-type: none"> ●給与から天引きにより1,000円単位で積立てができる ●積立期間/1年(12回)・2年(24回)・3年(36回)・5年(60回) ●満期金は、しょくしん普通預金口座への自動振込

※口座を開設する際には、普通預金と自動継続型定期預金を一冊の通帳で管理でき、また定期預金の継続手続の手間が省ける総合口座が便利です。また総合口座にすると、手続きなしで定期預金を担保として自動融資(当座貸越)が受けられます。なお、ご融資の際の条件は下記のとおりとなっています。

【融資条件】 融資利率…担保とする定期預金利率に0.5%を加算した率

融資限度…定期預金残高の90%または200万円のいずれか少ない金額

※当組合の預金は預金保険制度の保護対象となっています。

●融 資

【申込資格】

(令和3年7月1日現在)

商品の種類	借入申込資格	
住宅ローン	スリーエス SSS住宅ローン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤続3年以上かつ満21歳以上の組合員 ○ 申込時に既借入金返済の延滞がない組合員 ○ 休職中でない方またはその予定がない方(産前・産後休暇、育児休業を除く)
	つなぎ融資	<ul style="list-style-type: none"> ○ SSS住宅ローンの保証引受承諾が得られていること
	スカイローン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤続3年以上かつ満25歳以上の現職組合員 ○ 申込時に既借入金返済の延滞がない組合員 ○ 休職中でない方またはその予定がない方(産前・産後休暇、育児休業を除く)
目的ローン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤続1年以上かつ満20歳以上の現職組合員 ○ 申込時に既借入金返済の延滞がない組合員 ○ 正常就業中で休職予定のない組合員 	
カードローン	えるポケットローン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤続1年以上かつ満20歳以上の現職組合員 ○ 申込時に既借入金返済の延滞がない組合員 ○ 正常就業中で休職予定のない組合員 ○ 当組合指定の保証会社の保証を受けられる組合員
	シニアカードローン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 満60歳以上満65歳未満の組合員(現職組合員は除く) ○ 申込時に既借入金返済の延滞がない組合員 ○ 申込時点において就業中で年収が収入基準額以上の組合員 ○ 当組合指定の保証会社の保証を受けられる組合員

※再任用職員(シニアカードローンを除く)、育児休業代替任期付職員、会計年度任用職員の方はご利用いただけません。

【必要書類】

各商品とも借入申込時に資金使途確認書類のほか、次の書類が必要です。

- ・前年の年収額、本俸(月)を確認できる書類(源泉徴収票、市県民税特別徴収税額決定通知書、辞令、雇用契約書など)
- ・直近の給与明細書
- ・その他当組合が指定する書類

【融資限度額】

商品ごとの限度額条件の範囲内で、借入残高合計1,000万円上限
ただし、住宅貸付(共済借換)・SSS住宅ローン・スカイローン・カードローンを除きます。

【融資商品の概要】

(令和3年7月1日現在)

商品の種類	資金用途	融資限度額	金利
住宅ローン	SSS住宅ローン (固定10年)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1件あたり100万円～5,000万円以内 (1万円単位) ○ 2件以上ご利用可能 (ただしSSS住宅ローンの借入残高合計5,000万円が上限) 	【当初10年間】 固定金利0.85% (店頭表示金利より▲1.80%) 【11年目以降】 変動金利1.00% (店頭表示金利より▲0.65%) 【つなぎ融資】 1.65%
	つなぎ融資	「自己居住用住宅の建築等」に要する手付金・中間金・最終金等	
	スカイローン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1件あたり30万円～3,000万円以内 (1万円単位) (ただし、必要額 (契約金額+諸経費200万円程度) の90%以内) ○ 2件以上ご利用可能 (ただしスカイローンの借入残高合計3,000万円が上限) 	【特別金利キャンペーン実施中】 0.60% (令和3年4月1日～令和4年3月31日申込) ※ご融資日から5年間が対象
目的ローン	普通貸付	自由 (ただし、事業性資金、投機性資金、他金融機関からの借入返済資金、生活費補てん資金などを除きます)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1件あたり10万円～250万円以内 (1万円単位) ○ 2件以上ご利用可能 (ただし普通貸付の借入残高合計500万円が上限) 3.70%
	教育貸付	本人、お子様または扶養親族等の修学資金のうち今後1年間に支払いが必要な資金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1件あたり10万円～500万円以内 (1万円単位) ○ 2件以上ご利用可能 ○ 同一就学者の場合、既借入残高を上限500万円まで借換可能 1.90%
	自動車貸付	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人、配偶者またはお子様が使用する乗用車、バイク、スクーターの購入資金 (中古品も可) ○ 本人、配偶者またはお子様が使用する乗用車等のディーラーローン、リース残金の一括返済資金 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1件あたり10万円～300万円以内 (1万円単位) ○ 2件までご利用可能 (ただし自動車貸付の借入残高合計500万円が上限) 2.70%
	結婚貸付	本人、またはお子様の結婚式・披露宴・新婚旅行・海外挙式 (渡航費用を含む) に係る費用等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1件あたり10万円～400万円以内 (1万円単位) ○ 2件以上ご利用可能 2.70%
	住宅貸付	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人が居住するための土地・住宅を取得するための資金 ○ 本人の自宅の建築・増改築・内外改装工事・付帯工事にかかる資金 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1件あたり10万円～500万円以内 (1万円単位) ○ 2件以上ご利用可能 1.95%
	住宅貸付 (共済借換)	神戸市職員共済組合から借入している住宅資金の一括返済資金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1件あたり10万円～500万円以内 (1万円単位) ○ 2件以上ご利用可能 1.95%
	災害貸付	本人が水害、震災、火災その他の自然災害により自宅に損害を受けたときに緊急に必要な資金 (ただし、り災を証する公的書類発行後2か月以内の貸付申込に限ります)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1件あたり10万円～100万円以内 (1万円単位) ○ 2件以上ご利用可能 (ただし災害貸付の借入残高合計100万円が上限) 2.70%
	葬祭貸付	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人の2親等以内の親族の葬儀資金 ○ 墓地・墓園 (永代使用料を含む)・墓石の購入費用等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1件あたり10万円～200万円以内 (1万円単位) ○ 2件以上ご利用可能 (ただし葬祭貸付の借入残高合計200万円が上限) 2.70%
	出産費用貸付	本人または配偶者の出産にかかる費用 (ただし、出産予定日の1か月前から出産後1か月以内の貸付申込に限ります)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1件あたり10万円～30万円以内 (1万円単位) ○ 2件以上ご利用可能 (ただし1子につき1件) 2.70%
	医療貸付	本人または配偶者、健康保険の被扶養者の入院治療費用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1件あたり10万円～200万円以内 (1万円単位) ○ 2件以上ご利用可能 (ただし医療貸付の借入残高合計200万円が上限) ○ 同一患者の場合、既借入残高を上限200万円まで借換可能 2.70%
カードローン	えるポケットローン	自由 (ただし、事業性資金、投機性資金は対象外)	勤続年数に応じ極度額の制限があります。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 勤続1年以上5年未満 50万円 ○ 勤続5年以上10年未満 50万円または80万円 ○ 勤続10年以上 50万円、80万円または100万円 5.20%
	シニアカードローン	自由 (ただし、事業性資金、投機性資金は対象外)	申込時の年齢に応じ極度額の制限があります。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 満60歳以上満64歳未満 50万円 ○ 満64歳以上 30万円 6.50%

◇ 金利は6か月ごとに見直しを行っています。
 ◇ 詳しくは店頭の商品概要説明書またははよくしんホームページをご覧ください。返済額の試算等、詳細については融資課窓口へお問い合わせください。
 ◇ 申込等で来店される場合は、事前に来店日時のご予約をお願いいたします。

●手数料一覧 非組合員の場合は () 内の金額 (令和3年7月1日現在)

種 類		料 金			
振込	ATM	しょくしん宛		無 料	
		他行宛	キャッシュカード	しょくしんのカード	5万円未満 220円(220円)
				5万円以上 220円(440円)	
			他行カード(*1)	5万円未満 220円(220円)	
				5万円以上 440円(440円)	
		現 金		5万円未満 440円(440円)	
			5万円以上 660円(660円)		
	窓口	しょくしん宛		5万円未満 110円(220円)	
				5万円以上 330円(440円)	
		他 行 宛		5万円未満 440円(550円)	
		5万円以上 660円(770円)			
振込の組戻料			1件 無 料		
代金の取立手数料			1件 660円(660円)		
小切手発行			無 料		
通帳・証書等再発行			440円		
カード再発行			440円		
証明書発行手数料		残高証明書	1通 無 料		
		融資証明書	1通 無 料		
		その他証明書	1通 無 料		
しょくしんATM入出金			無 料		
※月～金曜 (祝日除く) 8:45～17:00まで			他行カード 110円		
提携金融機関ATM・CD(*2)			一旦負担していただき、利用月の翌月20日頃ご利用口座に返戻		
※全日 (1年中) 8:00～21:00					
※セブン銀行は0:00～4:00/4:10～24:00で利用できます。ただし、メンテナンス等で利用できない場合があります。					

(*1)他行キャッシュカードによる振込には、別途出金手数料 (1回につき110円) が必要です。

(*2)一部の外資系金融機関はご利用できません。

1日当たりの出金限度額は、提携金融機関ATM利用分を含めて100万円です。

ご利用の詳細は、金融機関により異なります。

●預金保険制度について

預金保険制度により、当座預金や利息のつかない普通預金等は、「決済用預金」(無利息、要求払い、決済サービスを提供できること、という3要件を満たす預金)として全額保護されます。

また、利息の付く普通預金や定期預金等は、1金融機関につき預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されています。

預金等の分類		保護の範囲
対象預金等 (注)	決済用預金	当座預金、利息のつかない普通預金等 全額保護
	一般預金等	利息のつく普通預金、定期預金、定期積金等 合算して元本1,000万円までとその利息等を保護 〔1,000万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます (一部カットされることがあります)〕

(注) 他人・架空名義の預金、導入預金などは対象から除外されます。

預金保険機構

ホームページ <https://www.dic.go.jp/>

問い合わせ窓口 TEL : 03-3212-6029

経営管理体制

●法令等遵守体制

「法令等遵守（コンプライアンス）」とは、法令やルールを厳格に遵守するだけでなく、社会的規範を全うすることをいいます。

当組合では、コンプライアンスポリシー、コンプライアンスマニュアルを策定し、日常の業務遂行上におけるコンプライアンスの徹底はもとより、内部検査等によるチェックを行っております。

今後とも全ての役職員にコンプライアンスを徹底することにより、適正な業務運営を行い、健全経営を確保していきます。

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、当組合窓口または総務部総務課にお申し出ください。

【神戸市職員信用組合 総務部 総務課】 078-984-0500

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：8時45分～17時30分

なお、苦情対応手続について、ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

●紛争解決措置

- ・東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）
- ・第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）
- ・第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能です。各仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

ご利用を希望されるお客さまは、当組合総務部総務課またはしんくみ相談所にお申し出ください。

また、お客さまから上記弁護士会の仲裁センター等に直接申し出いただくことも可能です。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：9時～17時

電話：03-3567-2456

●金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客様の資産運用目的、知識、経験および財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品の説明を行います。
2. 商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明いたします。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当組合は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

※金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等ございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

●地域貢献に対する取組

1. 地域に貢献する信用組合の姿勢

当組合は組合員の相互扶助に基づく「協同組合組織の金融機関」として、金融業務を通して組合員の福利厚生の上昇を図り、組合員の皆様が職場で安心して働き、家庭・地域で安定した生活を送ることに貢献することを目的としています。

2. 融資を通じた貢献

(1) 貸出件数と金額

令和3年3月末における貸出先数は2,501先、貸出金額は10,129百万円で、現職職員の約1割の皆様にご利用いただいています。

住宅ローン	1,129件	7,636百万円
その他のローン	2,844件	2,493百万円

(2) 融資商品の概要

当組合の融資商品は、住宅購入やリフォームを目的とした「SSS（スリーエス）住宅ローン」・「スカイローン」・「住宅貸付」、お子さまの進学資金のための「教育貸付」、目的自由な「普通貸付」、急な出費に備えた「えるポケットローン」「シニアカードローン」など組合員の皆様のライフスタイルに応じて商品を取り揃えています。

3. 預金を通じた貢献

職域信用組合の特徴を活かした給与天引商品として「定期積金」「マイポケット」や「一般財形」「住宅財形」を取り扱っているほか、「定期預金」「普通預金」などで組合員の皆さまの財産形成や資金決済などにご利用いただいています。

また、本店以外にも市役所1号館、各区役所（北神区役所を除く）、中央市民病院・西市民病院にATMを設置しており、本庁勤務の方以外にもお気軽にご利用いただけます。

4. 社会貢献に関する活動

しょくしんでは、各種団体への寄付や事業の協賛を通じて、幅広い分野への社会貢献活動を行っています。

昨今の新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、こうべ医療者応援ファンドへの寄付を通じて医療事業者を応援しています。また、他厚生団体が実施する各種厚生事業への協賛も行っています。

今後も積極的な社会貢献活動に取り組んでまいります。

●中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

外郭団体等神戸市関係団体を対象とした「非定型ローン（団体向け融資）」を企画開発し、資金繰り支援を行っています。

●「経営者保証に関するガイドライン」の活用について

・該当ありません

資料編目次

経理・経営内容

●貸借対照表*	…………… P.17
●損益計算書*	…………… P.19
●剰余金処分計算書*	…………… P.19
●法定監査の状況	…………… P.19
●財務諸表の適正性 及び内部監査の有効性	…………… P.19
●主要な経営指標の推移	…………… P.20
経常収益*・経常利益*	
当期純利益*・預金積金残高*	
貸出金残高*・有価証券残高*	
総資産額*・純資産額*	
単体自己資本比率*・出資総額*	
出資総口数*	
出資に対する配当金*・職員数*	
●粗利益*	…………… P.20
業務粗利益・業務粗利益率	
業務純益・実質業務純益・コア業務 純益・コア業務純益（投資信託解約 損益を除く）、資金運用収支、役務 取引等収支及びその他業務収支	
●経費の内訳	…………… P.20

資金調達

●預金種目別平均残高*	…………… P.22
●預金者別預金残高	…………… P.22

資金運用

●有価証券種別平均残高*	…………… P.23
●住宅ローン ・その他のローン残高	…………… P.23
●貸出金償却額*	…………… P.23
●有価証券種別残存期間別残高*	…………… P.23
●担保種別貸出金残高及び 債務保証見返額*	…………… P.23
●貸出金種別平均残高*	…………… P.23

経営管理体制

リスク管理体制*

●信用リスクに関する事項	…………… P.25
●オペレーショナル・リスク に関する事項	…………… P.25

自己資本の充実の状況について*

●自己資本の構成に関する事項	…………… P.27
●自己資本調達手段の概要	…………… P.28
●自己資本の充実度に関する 評価方法の概要	…………… P.28
●自己資本の充実度に関する事項	…………… P.28
●信用リスクに関する事項（リスク・ ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャー及び証券化エク スポージャーを除く）	…………… P.29

参考規程

●個人情報保護宣言	…………… P.31
-----------	------------

●資金運用勘定、調達勘定の 平均残高、利息・利回り*	…………… P.20
●受取利息及び支払利息の増減*	…………… P.20
●総資産利益率*	…………… P.20
●総資金利鞘等*	…………… P.20
●先物取引の時価情報	…………… P.20
●役務取引の状況	…………… P.21
●その他業務収益の内訳	…………… P.21
●有価証券の時価等情報*	…………… P.21
●職員1人当たりの預金 及び貸出金残高	…………… P.22
●預貸率及び預証率*	…………… P.22
●オフ・バランス取引の状況	…………… P.22
●内国為替取扱実績	…………… P.22
●代理貸付取扱実績	…………… P.22

●財形貯蓄残高	…………… P.22
●定期預金種別残高*	…………… P.22

●貸出金使途別残高*	…………… P.24
●貸出金業種別残高・構成比*	…………… P.24
●貸倒引当金の内訳*	…………… P.24
●貸出金金利区分別残高*	…………… P.24
●金融再生法開示債権 及び同債権に対する保全額*	…………… P.24
●リスク管理債権及び同債権 に対する保全額*	…………… P.24

●金利リスクに関する事項	…………… P.26
--------------	------------

●信用リスク削減手法に関する事項	…………… P.30
●派生商品取引及び長期決済期間 取引の取引相手のリスクに 関する事項	…………… P.30
●証券化エクスポージャーに 関する事項	…………… P.30
●出資等エクスポージャーなどに 関する事項	…………… P.30

●内部統制基本方針	…………… P.32
-----------	------------

*は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されている法定開示項目です。

●貸借対照表

(単位：千円)

科 目 (資産の部)	金 額	
	令和元年度	令和2年度
現金	386,337	374,878
預 け 金	21,748,315	21,937,461
有 価 証 券	50,084,501	52,857,111
国 債	6,346,320	7,083,980
地 方 債	9,225,902	8,431,488
社 債	31,950,689	34,969,262
株 式	100	100
その他の証券	2,561,490	2,372,280
貸 出 金	11,518,695	10,129,501
証 書 貸 付	10,599,421	9,347,678
当 座 貸 越	919,273	781,823
そ の 他 資 産	1,281,616	1,097,303
未 決 済 為 替 貸	1,238	1,280
全信組連出資金	600,700	600,700
前 払 費 用	842	1,338
未 収 収 益	103,646	102,070
その他の資産	575,189	391,913
有 形 固 定 資 産	94,489	134,684
その他の有形固定資産	94,489	134,684
無 形 固 定 資 産	1,246	3,959
ソフトウェア	886	3,599
その他の無形固定資産	359	359
貸 倒 引 当 金	▲ 34,584	▲ 30,411
(うち個別貸倒引当金)	(-)	(-)
資 産 の 部 合 計	85,080,617	86,504,488

科 目 (負債の部)	金 額	
	令和元年度	令和2年度
預 金 積 金	75,028,090	75,787,317
普 通 預 金	26,609,689	28,473,955
定 期 預 金	47,355,333	46,916,166
定 期 積 金	1,049,875	385,826
そ の 他 の 預 金	13,193	11,370
借 用 金	-	700,000
当 座 借 越	-	700,000
そ の 他 負 債	84,221	98,017
未 決 済 為 替 借	11,776	16,163
未 払 費 用	42,724	32,181
給 付 補 填 備 金	10,061	436
未 払 法 人 税 等	12,200	1,700
払 戻 未 済 金	1,242	922
そ の 他 の 負 債	6,216	46,613
賞 与 引 当 金	10,466	11,159
睡 眠 預 金 払 戻 失 引 当 金	2,703	1,449
繰 延 税 金 負 債	268,333	247,832
負 債 の 部 合 計	75,393,815	76,845,775
(純資産の部)		
出 資 金	67,458	67,246
普 通 出 資 金	67,458	67,246
利 益 剰 余 金	8,890,815	8,911,037
利 益 準 備 金	113,843	113,843
そ の 他 利 益 剰 余 金	8,776,972	8,797,194
特 別 積 立 金	8,583,840	8,583,840
当 期 未 処 分 剰 余 金	193,131	213,353
組 合 員 勘 定 合 計	8,958,274	8,978,283
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	728,527	680,428
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	728,527	680,428
純 資 産 の 部 合 計	9,686,802	9,658,712
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	85,080,617	86,504,488

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|------------|----------|
| その他の有形固定資産 | 3年 ~ 20年 |
|------------|----------|
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
6. 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和2年10月8日)に規定する正常先債権及び要注先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、業務部の協力の下に総務部が資産査定を実施しております。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 睡眠預金払戻失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
11. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 7百万円
12. 有形固定資産の減価償却累計額 141百万円

13. 貸出金のうち、破綻先債権額は7百万円であり、また、延滞債権額はありません。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
14. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
15. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は49百万円であり、また、
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
16. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は57百万円であり、
- なお、13.から16.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
17. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
- | | |
|-------------|--------------|
| 担保提供している資産 | 預け金 1,925百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 借入金 700百万円 |
18. 出資10当たりの純資産額は、71,816円26銭です。
19. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当組合が保有する主な金融資産は、預け金、有価証券及び貸出金です。
- 預け金は他の金融機関への預け金で主に全国信用協同組合連合会の定期預金であります。また、有価証券は主に債券及び投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。貸出金は主として事業地区内のお客様に対する貸出金であります。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金積金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

*単位未満を切り捨てているため、合計が一致しない場合があります。

これらの与信管理は業務部により行われ、また、定期的に経営陣によるALM委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに与信管理の状況については、総務部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。リスク管理方針においてリスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において検討された内容について理事会で報告しております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ペースでALM委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、余裕資金運用規程に従って行われております。総務部においては、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は理事会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預け金、有価証券、貸出金、預金積金及び借入金であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合、1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合の時価は、2,202百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融資産のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

20. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。（注2）参照

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	21,937	21,937	0
(2) 有価証券	52,857	52,866	9
満期保有目的の債券	300	309	9
その他有価証券	52,557	52,557	-
(3) 貸出金	10,129	-	-
貸倒引当金（*1）	△ 30	10,099	9
貸出金 小計	10,099	-	-
金融資産計	84,893	84,903	9
(1) 預金積金	75,787	75,790	3
(2) 借入金	700	700	-
金融負債計	76,487	76,490	3

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融資産の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、預入期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、21.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算出してあります。なお、預入期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	0
組合出資金	600
合 計	600

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金（*1）	21,937 百万円	- 百万円	- 百万円	- 百万円
貸出金（*2）	1,513	4,098	2,794	1,723
その他有価証券のうち満期のあるもの	-	3,669	570	2,843
国 債	-	4,895	2,504	226
地 方 債	804	13,069	17,762	2,231
社 債	1,906	305	293	272
外国証券	303	572	325	-
証券投資信託	-	-	-	-
満期保有目的の債券	-	-	-	-
外国証券	-	-	-	300
合 計	26,465	26,610	24,251	7,597

（*1）預け金のうち、流動性預け金は「1年以内」に含めております。

（*2）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（*）	54,030 百万円	21,756 百万円	- 百万円	- 百万円
借 用 金	700 百万円	-	-	-
合 計	54,730	21,756	-	-

（*）預金積金のうち、要求払預金及び期日到来済の定期性預金については「1年以内」に含めております。

21. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「外国証券」及び「証券投資信託」が含まれております。以下23.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	- 百万円	- 百万円	- 百万円
地 方 債	-	-	-
社 債	-	-	-
外国証券	300	309	9
小 計	300	309	9

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	- 百万円	- 百万円	- 百万円
地 方 債	-	-	-
社 債	-	-	-
外国証券	-	-	-
小 計	-	-	-
合 計	300	309	9

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
国 債	6,491 百万円	6,115 百万円	375 百万円
地 方 債	8,431	8,141	289
社 債	23,626	23,359	267
外国証券	609	600	9
証券投資信託	897	800	97
小 計	40,056	39,016	1,039

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
国 債	592 百万円	598 百万円	△ 5 百万円
地 方 債	-	-	-
社 債	11,342	11,409	△ 66
外国証券	565	600	△ 34
証券投資信託	-	-	-
小 計	12,501	12,607	△ 106
合 計	52,557	51,623	933

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

22. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

23. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却
801 百万円	1 百万円	- 百万円

24. 当座貸越契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、686百万円であり、これらは、すべて原契約期間が1年超のものではありません。

これらの契約については、債権の保全、その他の相当の理由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額を減額することができる旨の条件が付けられております。

25. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
賞与引当金	3百万円
未払事業税	0
その他	2
繰延税金資産小計	6
評価引当額	△ 1
繰延税金資産合計	4
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	252
繰延税金負債合計	252
繰延税金負債の純額	247

※単位未満を切り捨てているため、合計が一致しない場合があります。

経理・経営内容

●損益計算書

(単位：千円)

科目	令和元年度	令和2年度
経常収益	655,864	607,201
資金運用収益	617,658	591,220
貸出金利息	232,205	203,997
預け金利息	25,294	24,939
有価証券利息配当金	344,497	347,397
その他の受入利息	15,661	14,885
役務取引等収益	8,327	7,783
受入為替手数料	4,279	4,572
その他の役務収益	4,047	3,211
その他業務収益	25,781	2,769
国債等債券売却益	18,786	1,158
その他の業務収益	6,995	1,611
その他経常収益	4,095	5,426
貸倒引当金戻入益	3,715	4,172
その他の経常収益	379	1,254
経常費用	520,784	530,773
資金調達費用	21,082	15,242
預金利息	17,299	13,556
給付補てん備金繰入額	3,783	2,700
借用金利息	-	△ 1,014
役務取引等費用	88,509	75,156
支払為替手数料	16,500	14,348
その他の役務費用	72,008	60,807
その他業務費用	929	114
国債等債券償還損	805	-
その他の業務費用	123	114
経費	410,110	440,247
人件費	177,405	189,057
物件費	232,036	249,634
税金	668	1,556
その他経常費用	153	13
その他の経常費用	153	13
経常利益	135,079	76,427
特別損失	10,595	-
固定資産処分損	511	-
本店事務所移転費用	10,084	-
税引前当期純利益	124,483	76,427
法人税、住民税及び事業税	16,706	6,627
法人税等調整額	1,507	395
法人税等合計	18,213	7,022
当期純利益	106,270	69,404
繰越金(当期首残高)	86,861	143,948
当期末処分剰余金	193,131	213,353

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
 なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資1口当りの当期純利益 511円19銭

●剰余金処分計算書

(単位：千円)

科目	令和元年度	令和2年度
当期末処分剰余金	193,131	213,353
積立金取崩	-	160,000
特別積立金	-	160,000
うち事務機械化積立金	-	10,000
剰余金処分量	49,182	43,255
普通出資に対する配当金	-	-
(年0%の割合)	(年0%の割合)	(年0%の割合)
事業の利用分量に対する配当金	49,182	43,255
うち預金利息	(100円につき10円の割合)	(100円につき10円の割合)
うち貸出金利息	(100円につき20円の割合)	(100円につき20円の割合)
特別積立金	-	-
繰越金	143,948	330,098

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

●法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しないため法定監査を義務付けられておりませんが、経営の健全性や透明性を高める観点から、同法に基づく監査に準じて、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。その結果、剰余金処分案を除く計算書類（貸借対照表、損益計算書及び注記）及びその附属明細書（以下、「計算書類等」という。）並びに剰余金処分案について、計算書類等について適正である旨、剰余金処分案について法令及び定款に適合している旨の監査報告書をいただいております。

●財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は、当組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第67期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和3年6月30日
 神戸市職員信用組合
 組合長 今西正男



●主要な経営指標の推移

(単位：千円、%、口、人)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	833,497	891,055	683,980	655,864	607,201
経常利益	171,677	184,799	148,528	135,079	76,427
当期純利益	135,783	145,508	118,147	106,270	69,404
預金積金残高	78,221,768	77,535,185	76,268,769	75,028,090	75,787,317
貸出金残高	15,450,085	14,414,588	12,795,627	11,518,695	10,129,501
有価証券残高	51,411,209	44,453,766	49,554,221	50,084,501	52,857,111
総資産額	88,793,641	88,051,933	86,895,953	85,080,617	86,504,488
純資産額	9,938,006	9,920,326	10,050,682	9,686,802	9,658,712
自己資本比率(単体)	24.15 %	24.51 %	23.97 %	22.83 %	26.18 %
出資総額	67,994	67,907	68,231	67,458	67,246
出資総口数	135,989 口	135,814 口	136,462 口	134,917 口	134,492 口
出資に対する配当金	3,424	3,426	3,438	-	-
職員数	22 人	20 人	22 人	26 人	24 人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

●粗利益

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
資金運用収益	617,658	591,220
資金調達費用	21,082	15,242
資金運用収支	596,576	575,978
役務取引等収益	8,327	7,783
役務取引等費用	88,509	75,156
役務取引等収支	△ 80,181	△ 67,372
その他業務収益	25,781	2,769
その他業務費用	929	114
その他業務収支	24,852	2,655
業務粗利益	541,247	511,261
業務粗利益率	0.64%	0.60%
業務純益	131,136	71,013
実質業務純益	131,136	71,013
コア業務純益	113,156	69,855
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	113,156	69,855

(注) 1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

* 資金運用勘定 = 預け金 + 有価証券 + 貸出金

2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

●資金運用勘定、調達勘定の平均残高、利息・利回り

(単位：百万円、千円、%)

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り	
資 金 運 用 勘 定	元年度	84,124 円	617,658 円	0.73 %	
	2年度	85,137	591,220	0.69	
	うち 貸出金	元年度	12,039	232,205	1.92
		2年度	10,654	203,997	1.91
	うち 預け金	元年度	22,596	25,294	0.11
		2年度	23,214	24,939	0.10
	うち 有価証券	元年度	48,887	344,497	0.70
		2年度	50,667	347,397	0.68
	資 金 調 達 勘 定	元年度	76,000	21,082	0.02
		2年度	77,091	15,242	0.01
うち 預金積金		元年度	76,000	21,082	0.02
		2年度	76,075	16,257	0.02
うち 借入金		元年度	-	-	-
2年度	1,016	△ 1,014	△ 0.10		

●総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	令和元年度	令和2年度
資金運用利回 (a)	0.73	0.69
資金調達原価率 (b)	0.56	0.59
総資金利鞘 (a) - (b)	0.16	0.10

●経費の内訳

(単位：千円)

項 目	令和元年度	令和2年度	
人 件 費	報酬給料手当	177,405	189,057
	報 酬 給 料 手 当	150,250	159,513
	賞与引当金繰入額	△ 95	692
	社会保険料等	27,250	28,850
物 件 費	事務費	232,036	249,634
	固定資産費	137,670	141,392
	事業費	40,814	48,953
	人事厚生費	16,518	14,968
	減価償却費	764	1,632
	預金保険料	11,496	19,075
	税金	24,773	23,612
経費合計	668	1,556	
経費合計	410,110	440,247	

●受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
受取利息の増減	△ 26,290	△ 26,438
支払利息の増減	△ 5,178	△ 5,840

●総資産利益率

(単位：%)

区 分	令和元年度	令和2年度
総資産経常利益率	0.15	0.08
総資産当期純利益率	0.12	0.08

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

●先物取引の時価情報

該当ありません。

*単位未満を切り捨てているため、合計が一致しない場合があります。

経理・経営内容

●役務取引の状況

(単位：千円)

科目	令和元年度	令和2年度
役務取引等収益	8,327	7,783
受入為替手数料	4,279	4,572
その他の受入手数料等	4,047	3,211
役務取引等費用	88,509	75,156
支払為替手数料	16,500	14,348
その他の支払手数料	11,194	9,095
その他の役務取引等費用	60,813	51,712

●その他業務収益の内訳

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度
国債等債権売却益	18,786	1,158
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	6,995	1,611
その他業務収益合計	25,781	2,769

●有価証券の時価等情報

以下には「国債」、「地方債」、「社債」、「外国証券」及び「証券投資信託」が含まれております。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
 (2) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

		令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	外国証券	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	外国証券	300	261	△38	300	309	9
	小計	300	261	△38	300	309	9
合計	300	261	△38	300	309	9	

(注)時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

		令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国債	6,346	5,915	430	6,491	6,115	375
	地方債	9,225	8,874	351	8,431	8,141	289
	社債	19,160	18,891	268	23,626	23,359	267
	外国証券	615	600	15	609	600	9
	証券投資信託	585	500	85	897	800	97
	小計	35,933	34,781	1,151	40,056	39,016	1,039
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国債	-	-	-	592	598	△5
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	12,790	12,899	△109	11,342	11,409	△66
	外国証券	763	800	△37	565	600	△34
	証券投資信託	297	300	△2	-	-	-
	小計	13,851	14,000	△149	12,501	12,607	△106
合計	49,784	48,782	1,002	52,557	51,623	933	

(注)貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(4) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	0	0

※単位未満を切り捨てているため、合計が一致しない場合があります。

経理・経営内容

●職員1人当たりの預金及び貸出金残高 (単位：千円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
職員1人当たりの預金残高	2,885,695		3,157,804	
職員1人当たりの貸出金残高	443,026		422,062	

(注) 期末預金(貸出金)残高÷信用組合の期末職員数

●内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度		
	件数	金額	件数	金額	
振 込	他の金融機関向け	14,858	16,656	16,640	13,817
	他の金融機関から	42,833	7,308	40,674	7,500

●預貸率及び預証率

(単位：%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
預 貸 率	(期 末)	15.35	13.36	
	(期中平均)	15.84	14.00	
預 証 率	(期 末)	66.75	69.74	
	(期中平均)	64.32	66.60	

●代理貸付取扱実績

令和2年度中の取扱実績はありません。

●オフ・バランス取引の状況

オフバランス取引としては、当座貸越契約がありますが、これらの契約に係る当期末融資未実行残高は686,583千円となっています。

資金調達

●預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

種 目	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	27,003,442	35.5	28,485,325	37.6
定期性預金	48,996,566	64.5	47,301,992	62.4
合 計	76,000,009	100.0	75,787,317	100.0

●財形貯蓄残高

(単位：千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
財形貯蓄残高	11,723,601	11,911,948

●預金者別預金残高

(単位：千円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個 人	72,349,808	96.4	73,167,250	96.5
法 人	2,678,282	3.6	2,620,067	3.5
合 計	75,028,090	100.0	75,787,317	100.0

●定期預金種類別残高

(単位：千円)

項 目	令和元年度	令和2年度
固定金利定期預金	48,405,208	46,916,166



資金運用

●有価証券種類別平均残高

(単位：千円、%)

区分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	5,929,933	12.1	6,340,189	12.5
地方債	9,118,869	18.7	8,743,045	17.3
社債	31,380,929	64.2	33,204,516	65.5
株式	100	0.0	100	0.0
外国証券	1,657,479	3.4	1,579,591	3.1
その他の証券	800,225	1.6	800,267	1.6
合計	48,887,537	100.0	50,667,710	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

●住宅ローン・その他のローン残高

(単位：千円、%)

区分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
住宅ローン	8,780,225	76.2	7,636,110	75.4
その他のローン	2,738,469	23.8	2,493,391	24.6
合計	11,518,695	100.0	10,129,501	100.0

●貸出金償却額

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度
貸出金償却額	-	-

●有価証券種類別残存期間別残高

(単位：千円)

区分		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期限の定めのないもの
		国債	令和元年度末	-	3,699,210	-
	令和2年度末	-	3,669,690	570,650	2,843,640	-
地方債	令和元年度末	705,300	4,500,770	3,792,302	227,530	-
	令和2年度末	804,090	4,895,640	2,504,948	226,810	-
社債	令和元年度末	2,108,440	10,003,760	18,710,479	1,128,010	-
	令和2年度末	1,906,660	13,069,250	17,762,192	2,231,160	-
株式	令和元年度末	-	-	-	-	100
	令和2年度末	-	-	-	-	100
外国証券	令和元年度末	200,160	615,510	290,580	572,670	-
	令和2年度末	303,300	305,700	293,610	572,100	-
その他の証券	令和元年度末	-	585,300	297,270	-	-
	令和2年度末	-	572,100	325,470	-	-
合計	令和元年度末	3,013,900	19,404,550	23,090,631	4,575,320	100
	令和2年度末	3,014,050	22,512,380	21,456,871	5,873,710	100

●担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：千円、%)

区分	分	金額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和元年度末	30,214	0.3	-
	令和2年度末	19,706	0.2	-
不動産	令和元年度末	8,458,569	73.4	-
	令和2年度末	7,317,175	72.2	-
小計	令和元年度末	8,488,784	73.7	-
	令和2年度末	7,336,882	72.4	-
信用保証協会・信用保険	令和元年度末	2,385,044	20.7	-
	令和2年度末	2,234,371	22.1	-
保証	令和元年度末	633,631	5.5	-
	令和2年度末	552,942	5.5	-
信用	令和元年度末	11,235	0.1	-
	令和2年度末	5,304	0.1	-
合計	令和元年度末	11,518,695	100.0	-
	令和2年度末	10,129,501	100.0	-

●貸出金種類別平均残高

(単位：千円、%)

科目	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
証書貸付	11,095,721	92.2	9,826,605	92.2
当座貸越	944,241	7.8	827,788	7.8
合計	12,039,963	100.0	10,654,393	100.0



●貸出金使途別残高

(単位：千円、%)

区分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	11,518,695	100.0	10,129,501	100.0
合計	11,518,695	100.0	10,129,501	100.0

●貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

項目	令和元年度		令和2年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	34,584	△ 3,715	30,411	△ 4,172
個別貸倒引当金	-	-	-	-
貸倒引当金合計	34,584	△ 3,715	30,411	△ 4,172

(注) 当組は、特定海外債権を保有していませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っていません。

●貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円、%)

業種別	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人(住宅・消費・納税資金等)	11,518,695	100.0	10,129,501	100.0
合計	11,518,695	100.0	10,129,501	100.0

●貸出金金利区分別残高

(単位：千円)

区分	令和元年度	令和2年度
固定金利貸出	-	-
変動金利貸出	11,518,695	10,129,501
合計	11,518,695	10,129,501

●金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区分	年度	債権額(A)	担保・保証等(B)	貸倒引当金(C)	保全額(D)=(B)+(C)	保全率(D)/(A)	貸倒引当金引当率(C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和元年度	8	8	-	8	100.0	-
	令和2年度	7	7	-	7	100.0	-
危険債権	令和元年度	-	-	-	-	-	-
	令和2年度	-	-	-	-	-	-
要管理債権	令和元年度	80	80	-	80	100.0	-
	令和2年度	49	49	-	49	100.0	-
不良債権計	令和元年度	88	88	-	88	100.0	-
	令和2年度	57	57	-	57	100.0	-
正常債権	令和元年度	11,448	-	-	-	-	-
	令和2年度	10,087	-	-	-	-	-
合計	令和元年度	11,536	-	-	-	-	-
	令和2年度	10,145	-	-	-	-	-

(注)1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権です。

3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。

4. 「正常債権」とは、債務者の財務状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。

5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等の合計額です。

6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

●リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区分	年度	残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/A
破綻先債権	令和元年度	8	8	-	100.0
	令和2年度	7	7	-	100.0
延滞債権	令和元年度	-	-	-	100.0
	令和2年度	-	-	-	-
3ヶ月以上延滞債権	令和元年度	-	-	-	-
	令和2年度	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和元年度	80	80	-	100.0
	令和2年度	49	49	-	100.0
合計	令和元年度	88	88	-	100.0
	令和2年度	57	57	-	100.0

(注)1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。

2. 「延滞債権」とは、上記1. および債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。

3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金(上記1. 及び2. を除く)です。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1. ～3. を除く)です。

5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証等による回収が可能と認められる額です。

6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

7. 「保全率(B+C)/A」は、リスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

8. これらの開示額は、担保処分による回収見込み額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

※単位未満を切り捨てているため、合計が一致しない場合があります。

経営管理体制

リスク管理体制

金利の自由化や金融の国際化進展などにより、金融機関を取り巻くリスクは信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクなど多様化しています。当組合では、自己責任の原則のもとリスク管理を経営の重要課題として位置づけ、リスク管理体制の強化に取り組んでいます。また、ALM委員会によるリスク分析及び相互けん制機能や内部監査の充実による適正なリスク管理に努め、経営の健全性と経営基盤の確立を図ってまいります。

●信用リスクに関する事項

概	要
概	信用リスクとは、信用与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、当組合が損失を被るリスクをいいます。
管 理 体 制	信用リスクは、当組合が管理すべきリスクの中でも最重要なものであると考えており、信用リスク管理規程等に基づく相互けん制を基本とした業務執行体制を構築し、定期的に与信状況等について理事会等へ報告を行っております。 また、特に融資業務については、融資の公共性等の基本理念を定めた「クレジットポリシー」を制定し、関係する役職員に遵守を促し、信用リスクの軽減に努めております。
評 価	信用リスクの評価につきましては、当組合では、厳格な自己査定を実施しております。
貸倒引当金の計算基準	貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、次の通り算定しております。 (正常先、要注意先及び要管理先) 原則として、予想損失率をもとに算定しております。 (破綻懸念先) 担保、保証により保全されていない部分のうち、原則として、今後3年間に回収されると見込まれる部分を除き貸倒引当金を設定しております。 (実質破綻先、破綻先) 担保、保証により保全されていない部分について貸倒引当金を設定しております。
リスク・ウェイトの判定に使用する信用格付業者の名称	リスク・ウェイトの判定に使用する信用格付業者は以下の4機関を採用しております。 なお、エクスポージャーの種類ごとに信用格付業者の使い分けは行っておりません。 (1) 株式会社格付投資情報センター (R&I) (2) 日本格付研究所 (JCR) (3) ムーディーズ・ジャパン株式会社 (Moody's) (4) S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社 (S&P)
信用リスク削減方法に関するリスク管理の方針及び手順の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●当組合は、取引先等の破産等の法的整理や財務状況の悪化等により、当組合が受ける損失(信用リスク)を軽減するため、損害保険による保全を図るとともに、住宅ローンについては不動産担保の提供を受け、その他の与信についても取引先によっては、保証人に保証していただくことで保全措置をとっております。 ●担保の取扱いに関しては、貸付規程等に基づき債権が保全されるよう適切な管理に努めております。 ●お客様が期限の利益を失った場合等には、全ての与信取引の範囲において、預金等と相殺をする場合がありますが、約定及び法令等に従い適切に取り扱っております。 ●パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保は預金積金等があり、適切な管理に努めております。 また、上記以外には政府保証等が付与されたエクスポージャーがあり、信用格付業者が付与した格付により信用度を判定しております。
派生商品取引及び長期決済期間取引	該当ありません。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

概	要
概	オペレーショナル・リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより当組合が損失を被るリスク（以下「事務リスク」という）及びコンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い当組合が損失を被るリスク（以下「システムリスク」という）等をいいます。
管 理 体 制	事務リスク管理規程及びシステムリスク管理規程等に基づき相互けん制を基本として業務執行を行い、トラブル等が発生した場合には、その事案に応じて組合長までの報告を行う体制としております。特に事務リスクについては事務取扱要領等の整備を進めるとともに、事務取扱要領等の遵守ができていくかどうかの検証を月1回の自主検査を通して行い、リスクの軽減に努めております。
オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	当組合は基礎的手法を採用しております。

●金利リスクに関する事項

概 要	金利リスクとは、金利の変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益の減少ないし損失を被るリスク又は組合の有する経済価値の減少によるリスクをいいます。
管 理 体 制	一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク (IRRBB) の計測結果をALM委員会に報告するとともに、金利リスクを含めた統合的リスク管理について理事会に報告しております。
内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要	<p>金利リスク算定の前提等は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●経済的価値の減少額 (ΔEVE) 及び将来収益に与える影響 (ΔNII) 金利リスク・サマリ方式に基づき、コア預金を考慮した場合において、 <ul style="list-style-type: none"> ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.375年 ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 2.499年 として算定する。 ●統合的リスク管理における金利リスク 上方パラレルシフト (通貨及び将来の期間ごとに、算出基準日時点のリスクフリーレートに、当該通貨及び将来の期間に応じた「金利変動幅 (ベース・ポイント)」を加えることにより算定する。 ●リスク計測の頻度 四半期ごと

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		ΔEVE		ΔNII					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	2,202	2,081	301	266				
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0				
3	ス テ ィ ー プ 化	1,834	1,757						
4	フ ラ ッ ト 化								
5	短 期 金 利 上 昇								
6	短 期 金 利 低 下								
7	最 大 値	2,203	2,081	301	266				
		ホ		ヘ					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
8	自 己 資 本 の 額	8,962	8,942	8,962	8,942				

経営管理体制

自己資本の充実の状況について

●自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	8,909,091	8,935,028
うち、出資金及び資本剰余金の額	67,458	67,246
うち、利益剰余金の額	8,890,815	8,911,037
うち、外部流出予定額(△)	49,182	43,255
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	34,584	30,411
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	34,584	30,411
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,943,675	8,965,440
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計	906	2,886
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	906	2,886
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資金(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	906	2,886
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	8,942,769	8,962,553
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	38,077,130	33,195,488
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,091,259	1,035,438
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	39,168,389	34,230,927
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	22.83%	26.18%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

※単位未満を切り捨てているため、合計が一致しない場合があります。

●自己資本調達手段の概要（令和2年度末現在）

自己資本はコア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されており、
令和2年度末における自己資本額のうち、当組合が積み立てた利益準備金及び積立金等以外は、組合員の皆様からの出資金であります。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本に関しましては、積立金を積み立てることで自己資本を充実させております。
その充実度は、自己資本比率が令和3年3月末現在において26.18%となっており、国内基準の4%を大きく上回っていることから、健全かつ安定した経営を維持できる水準にあるものと評価しております。

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	38,077	1,523	33,195	1,327
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	38,077	1,523	33,195	1,327
(i) ソブリン向け	466	18	434	17
(ii) 金融機関向け	16,899	675	12,362	494
(iii) 法人等向け	11,795	471	12,202	488
(iv) 中小企業等・個人向け	6,466	258	6,272	250
(v) 抵当権付住宅ローン	1,162	46	778	31
(vi) 不動産取得等事業向け	—	—	—	—
(vii) 三月以上延滞等	—	—	—	—
(viii) その他	1,285	51	1,144	45
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスクアセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	1,091	43	1,035	41
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	39,168	1,566	34,230	1,369

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 「その他」とは、(i)～(vii)に区分されないエクスポージャーです。
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

経営管理体制

自己資本の充実の状況について

●信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

【信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別及び残存期間別）】

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー	信用リスクエクスポージャー期末残高						三ヶ月以上延滞 エクスポージャー			
		貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス 取引		債 券		デリバティブ取引					
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
国 内		83,248	85,090	12,182	10,831	46,836	49,995	-	-	-	-
国 外		1,366	1,203	-	-	1,366	1,203	-	-	-	-
地 域 別 合 計		84,614	86,293	12,182	10,831	48,203	51,198	-	-	-	-
建 設 業		99	100	-	-	99	100	-	-	-	-
製 造 業		8,856	11,113	-	-	8,856	11,113	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業		3,398	3,303	-	-	3,398	3,303	-	-	-	-
情 報 通 信 業		898	900	-	-	898	900	-	-	-	-
運 輸 業、 郵 便 業		4,812	5,516	-	-	4,812	5,516	-	-	-	-
卸 売 業、 小 売 業		1,400	1,603	-	-	1,400	1,603	-	-	-	-
金 融 業、 保 険 業		29,104	29,163	-	-	7,356	7,226	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業		698	1,002	-	-	698	1,002	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業		299	300	-	-	299	300	-	-	-	-
国・地方公共団体等		20,382	20,132	-	-	20,382	20,132	-	-	-	-
個 人		12,182	10,831	12,182	10,831	-	-	-	-	-	-
そ の 他		2,480	2,325	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計		84,614	86,293	12,182	10,831	48,203	51,198	-	-	-	-
1 年 以 下		24,515	23,796	1,712	1,515	3,005	3,008				
1 年 超 3 年 以 下		11,124	12,303	2,626	2,390	8,323	9,913				
3 年 超 5 年 以 下		11,692	12,428	1,889	1,714	9,003	9,914				
5 年 超 7 年 以 下		10,426	8,216	1,537	1,356	8,888	6,859				
7 年 超 10 年 以 下		13,954	13,910	1,649	1,441	12,305	12,468				
10 年 超		8,798	10,359	2,121	1,726	6,676	8,633				
期間の定めのないもの		4,102	5,278	645	686	-	400				
残 存 期 間 別 合 計		84,614	86,293	12,182	10,831	48,203	51,198				

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「3ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、投資信託、現金、株式、その他資産が含まれます。
 4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

【一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額】
 P.24をご参照ください。

【業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等】

（単位：百万円）

		個別貸倒引当金						貸出金償却			
		期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
個 人		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

【リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等】

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0	—	16,002	—	16,057
10	—	4,664	—	4,349
20	5,557	7,999	8,619	22,272
35	—	3,322	—	2,224
40	—	—	—	—
50	14,981	14,741	16,829	686
60	—	—	—	7,900
75	—	8,183	—	—
100	3,895	2,881	2,405	2,435
150	—	—	—	—
250	—	2,383	—	2,511
合計	24,435	60,179	27,854	58,439

- (注) 1. 格付は、信用格付業者が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

●信用リスク削減手法に関する事項

【信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー】

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー		30	19	300	300
	法人等向け	—	—	—	—
	中小企業等・個人向け	30	19	300	300

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保障されたエクスポージャー）を含みません。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません

●証券化エクスポージャーに関する事項

【オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)】

該当ありません

【投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)】

- ①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 該当ありません
 ②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等 該当ありません
 ③証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額 該当ありません

●出資等エクスポージャーなどに関する事項

概 要	当組合の場合、銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、非上場株式、株式に対して投資する投資信託及び全国信用協同組合連合会への出資金です。
リ ス ク 管 理 体 制	当組合は、余裕資金運用規程により株式の保有を制限し、出資等又は株式の保有は限定的なものとなるようにしております。また、市場リスク管理規程に基づく相互けん制を基本として業務執行体制を構築するとともに、非上場株式及び株式に対して投資する投資信託の状況については、毎月組合長に報告を行い、適切な管理に努めております。

【貸借対照表計上額及び時価等】

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表 計上額	時 価	貸借対照表 計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	600	—	600	—
合 計	600	—	600	—

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株等に含めて記載しています。

【出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額】

該当ありません

【貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額】 (単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
評 価 損 益	1002	933

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

【貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額】

該当ありません

【リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項】

該当ありません

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「法」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等(以下「法令等」といいます。)を遵守して以下の考え方に基きお客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のホームページに掲載し、又は、当組合の窓口等に掲示し、若しくは備え付けることにより、公表します。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客さまの個人情報を、別紙1の業務内容並びに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では法令等で認められる場合のほか、利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適切かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報を取得いたします。なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取得いたしません。

- (1) 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供いただいた情報
- (2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報
- (4) 神戸市等の事業主から提供された職員の情報

3. 個人データの第三者提供

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で当組合が別紙2に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。

4. 個人データの委託

当組合は、上記利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データに関する取り扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取り扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

- (1) お客様にお送りするための書面の印刷又は発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データを当組合が次に表示する特定の者と共同利用しております。

神戸市職員共済組合、神戸市職員共助組合、兵庫県消防共助会神戸支部、神戸市水道局職員厚生会、神戸市交通局共助組合、神戸市立学校職員共済会

6. 個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人データの漏洩・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人情報の訂正等(訂正・追加・削除)のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等(利用停止・消去)のご依頼があった場合(法令等に基づく正当な理由による)には、原則として利用停止等いたします。

(4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細及びご請求用紙が必要な場合は当組合本店窓口までお申出ください。

8. ご質問・ご相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取組んでまいりますので、個

人情報の取り扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

神戸市職員信用組合 総務課 TEL 078-984-0500/FAX 078-242-1066

(別紙1) [個人情報保護等に係る業務内容並びに利用目的]

【業務内容】

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
- 投信販売業務、保険販売業務、証券仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により信用組合が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
- その他信用組合が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取り扱いが認められる業務を含む)

【利用目的(個人番号を含む場合を除く)】

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 与信事業に際して個人情報を神戸市福利厚生団体に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で共同利用するため
- 神戸市及び神戸市が設立する地方独立行政法人並びに当組合の定款第6条第3号に定める職員の所属団体(以下「神戸市等」という。)の給与・賞与からの控除及び退職金からの清算の管理のため
- 神戸市等の給与・賞与からの控除及び退職金からの清算のため等、適切な業務の遂行に必要な範囲で神戸市等に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査並びに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため(この項目に同意しない場合でも、当組合が契約をお断りすることはありません。また、この項目の範囲内で当組合がお客様の個人情報を利用、提供している場合であっても、中止の申し出があった場合は利用明細書等に同封されるご案内を除き、それ以降の当組合での利用・提供を中止する措置をとります。)
- 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- 組合員資格の確認及び管理のため
- お客さまの安全及び財産を守るため、又は防犯上の理由から、防犯カメラの映像を利用すること
- その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

【機微情報に関わる利用目的】

要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活(これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。)に関する情報(本人、国の機関、地方公共団体、個人情報の保護に関する法律第76条第1項各号若しくは個人情報の保護に関する法律施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、又は本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。以下「機微情報」という。)については、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年2月28日個人情報保護委員会・金融庁告示第1号)に掲げる場合を除き、取得、利用又は第三者提供をいたしません。また、機微情報は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則に基づき利用目的が限定されておりますので、同規則が定める利用目的以外で利用いたしません。

【個人信用情報に関わる利用目的】

個人信用情報機関から提供を受けた個人信用情報は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則等に基づき限定されている目的以外では利用いたしません。

【家族情報に関わる利用目的】(ご家族へのお知らせ)

与信取引に付随して、申込人からご家族の情報を取得する場合があります。その場合、取得したご家族の個人情報は、本件契約に係る資金使途の妥当性を判断する目的以外では利用いたしません。

【個人番号の利用目的】

組合が個人番号を取り扱う事務の範囲は次の通りとします。

1. お客さまに係る事務

- ①出資配当金の支払に関する法定調書関連事務
- ②非課税貯蓄制度等の適用関連事務
- ③預金保険法に基づく名寄せ・税務調査（犯則調査及び滞納処分のための調査を含む。）・社会保障における資力調査等に関する事務
- ④預貯金口座付番に関する事務

2. 役職員等に係る事務

- ①給与・退職所得等の源泉徴収票等関連事務

②個人住民税関連事務

- ③健康保険・介護保険・厚生年金保険関連事務
- ④雇用保険・労災保険関連事務
- ⑤国民年金の第3号被保険者の届出事務
- ⑥財産形成住宅貯蓄・年金貯蓄に関連する事務
- ⑦上記①～⑥に関連する事務

3. 上記以外の個人に係る事務

- ①報酬・料金等の支払調書関連事務

(別紙2)

個人情報の第三者提供先

当組合では、お客様の個人情報について、以下の第三者へ個人情報を提供いたしております（お客様の個人情報について第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合本店窓口にご連絡ください）。

【個人情報を提供する第三者】

SMBCファイナンスサービス(株)

- ・利用目的
カードローンの保証業務
- ・提供情報の内容
氏名・住所・生年月日・申込金額・年収・家族状況等
- ・提供手段
カードローン申込書と同時に複写で作成される保証申込書により提供する。

富国生命保険相互会社

- ・利用目的
団体信用生命保険業務
- ・提供情報の内容
氏名・住所・生年月日・告知事項・当初借入金額・貸付期間・債務残高・約定利率等
- ・提供手段
団体信用生命保険被保険者申込書兼告知書・団体信用生命保険債務残高報告書・保険金請求書等により提供する。

神戸市及び神戸市が設立する地方独立行政法人並びに当組合の定款第6条第3号に定める職員の所属団体

- ・利用目的
貯蓄金及び償還金の給与・賞与からの控除並びに償還金の退職金からの清算の管理
- ・提供情報の内容
氏名・職員番号・貯蓄金額・償還金額等
- ・提供手段
神戸市の人事・給与にかかるシステムへアップロードすることにより提供する。ただし、人事・給与にかかるシステムを利用できない場合は、書面等により提供する。

東京海上日動火災保険(株)

- ・利用目的
貸付保険業務
- ・提供情報の内容
顧客番号・証書番号・当初貸付金額・貸付残高・当初貸付日等
- ・提供手段
電子データにより提供する。

全国保証(株)

- ・利用目的
貸付保証業務
- ・提供情報の内容
氏名・住所・生年月日・申込金額・年収・家族状況・借入状況・告知事項・当初借入金額・貸付期間・債務残高・約定利率等
- ・提供手段
契約書・保証申込書・団体信用生命保険被保険者申込書兼告知書・団体信用生命保険債務残高報告書・保険金請求書等により提供する。

内部統制基本方針

当組合は、次のとおり、当組合の業務の適正を確保するための体制（以下「内部体制」という。）を整備し、その実効性の確保に努めるものとする。

1. 理事及び職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等の遵守を経営の最重要課題の一つと位置付け、代表理事が研修等あらゆる機会をとらえて法令遵守の重要性について全役員に周知徹底することにより、当組合の社会的責任を果たすことをその事業活動の前提とすることを確認する。
- (2) 役員による法令等遵守を確実にするため、理事会において、当組合の理念、役員等の行動指針及び組織体制を「コンプライアンスポリシー」、「コンプライアンスプログラム」及び「役員行動規程」を定め、さらにこれらを実践するための手引書として「コンプライアンスマニュアル」を制定し、全役員に周知徹底したところである。今後も、これらの規程等に改正があった場合には、その都度、周知徹底を図ることとする。
- (3) 法令等遵守を確保する組織体制としては、法令等遵守に関する基本事項は理事会で決定し法令等遵守に関する具体的諸問題への対応はコンプライアンス統括部門で一元的に所管するとともに、各部署にコンプライアンス責任者を配置して法令等遵守の実施状況を監督させる。
- (4) 職員が法令等遵守の観点から疑義のある行為を知った場合であって、所属部署のコンプライアンス責任者に相談することが困難な場合は、コンプライアンス統括部門に報告又は相談を行うものとする。
- (5) 内部監査部門は、法令等遵守状況について監査を実施し、その結果を理事会及び監事に報告する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (1) 中小企業等協同組合法に従い作成された理事会議事録等、理事の職務執行に係る情報の適正な保存及び管理を行う。
- (2) 理事又は監事は、前項に基づき保存及び管理している文書又は電磁的記録により作成されている場合にはその記録を常時閲覧できる。

3. 損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

- (1) 適正なリスク管理を実現するため、理事会において、リスク管理の基本方針及び各リスク管理に係る管理規程等を制定したところであるが、引き続き、より実効性のあるリスク管理を目指していくものとする。
- (2) リスク管理の組織体制としては、リスク管理に関する基本事項は理事会で決定し、リスクごとの管理は、それぞれの所管部署が実施するものとするが、当組合全体にわたる統一的なリスク管理はリスク管理の統括部門において所管するものとする。

- (3) 内部監査部門は、リスク管理状況についての監査を実施し、その結果を理事会及び監事に報告する。

4. 職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職務執行が効率的に行われることを確保するため、定期的に理事会を開催し、必要に応じて、事業方針及び組織に関する重要事項について審議し又は報告を受けるものとする。
- (2) 理事会において、中期経営計画及び各事業年度の事業計画を策定し、その実施状況のモニタリング結果に係る報告を受ける。

5. 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事が必要に応じて当組合の顧問弁護士、顧問税理士、監査法人等と連携を図り、また、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等から業務監査に関する助言を受ける機会を保障する。
- (2) 内部監査部門は法令等の遵守状況並びに監査計画及び監査結果について、必要に応じて監事に報告し、意見交換を行う。
- (3) 監事が職務を補助すべき使用人を置くことを求めることができるものとする。その場合における当該使用人等に関しては以下の各項の定めによる。
 - ① 監事の監査の実効性確保のため、監事が内部監査部門の長に対して必要な事項を報告させることができるものとし、また、内部監査部門の職員を当該監事監査業務の補助をさせることができる。
 - ② 監事の監査業務を補助する職員は、当該監査業務に関しては監事の指揮命令に従うものとし、他の理事等の指揮命令を受けない。
 - ③ 内部監査部門は監事との協議により、監事の要請した事項の監査を実施し、その結果を監事に報告する。
- (4) 監事への報告体制に関する体制は、以下の各項のとおりとする。
 - ① 理事は次に定める事項を認識した場合は、直ちに監事に報告する。ただし、監事が出席した理事会等の会議で報告・決議された事項は、この限りではない。
 - a 理事会等で決議された事項
 - b 組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - c リスク管理及び内部監査に関する重要な事項
 - d 重大な法令・定款・内部規程に違反する事項
 - e コンプライアンス相談窓口の体制上の不備に関する事項
 - f その他組合の経営状況について重要な事項
 - ② 職員は前項bからfに関する事項を発見した場合は監事に直接報告することができる。
- (5) 監事は常に理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができる。

スリーエス

(令和3年7月1日現在)

SSS 住宅ローン

年
0.85%

(10年間固定金利)
融資限度額5,000万円
定年退職後も返済可



詳しくはお電話にてお問い合わせください。【融資課 984-0503】

店舗一覧

(令和3年7月1日現在)

◇ 窓口業務

店名	住所	電話番号	ATM
本店	神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館2階	078-984-0502 (直通)	2台

◇ ATM

施設名	設置場所	所在地
神戸市役所	1号館19階	神戸市中央区加納町6丁目5番1号
東灘区役所	4階	神戸市東灘区住吉東町5丁目2番1号
灘区役所	3階	神戸市灘区桜口町4丁目2番1号
中央区役所	4階	神戸市中央区雲井通5丁目1番1号
兵庫区役所	8階	神戸市兵庫区荒田町1丁目21番1号
北区役所	7階	神戸市北区鈴蘭台北町1丁目9番1号
長田区役所	3階	神戸市長田区北町3丁目4番地の3
須磨区役所	4階	神戸市須磨区大黒町4丁目1番1号
垂水区役所	2階	神戸市垂水区日向1丁目5番1号
西区役所	4階	神戸市西区玉津町小山180番地の3
中央市民病院	2階	神戸市中央区港島南町2丁目1番1号
西市民病院	北館3階	神戸市長田区一番町2丁目4

◇ 取扱時間

窓口 9:00~11:00、12:00~15:00 (土・日・祝日を除く)

ATM 8:45~17:00 (土・日・祝日を除く)

神戸市職員信用組合

〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館2階

TEL: 078-984-0502~5 FAX: 078-242-1066

<https://www.kobe-syokusin.shinkumi.jp/>

